やすらぎ保育園

病児保育

ご利用について

1 病児保育とは

こどもが入院するほどでもない病気もしくは当面症状急変が認められない病後の回復期で、
集団保育が不可能な場合にお預かりし、保育することです。

2 対象児童

生後６カ月～小学６年生までの病気中または病気回復中の児童で、①または②の児童
（医師の診察で病児保育の利用が可能と判断された児童）
①病気中や回復期にあるため、保育園等に通えない児童
②保護者の都合により家庭での保育ができない児童

※おたふくかぜ、インフルエンザなどのお子様も対象となっていますが、
隔離部屋の空室状況によりお預かりできない場合があります。（1 室 1 疾患）
※居住地の制限はありません。どちらの市町村にお住まいでもご利用いただけます。

3 定員

３～6 名
※定員に満たない場合でも、感染症のお子様が重なったり、隔離部屋の空室状況によっては、
お預かりできない場合があります。

4 利用料金

■病児等保育	2,000 円
■昼食代	250 円